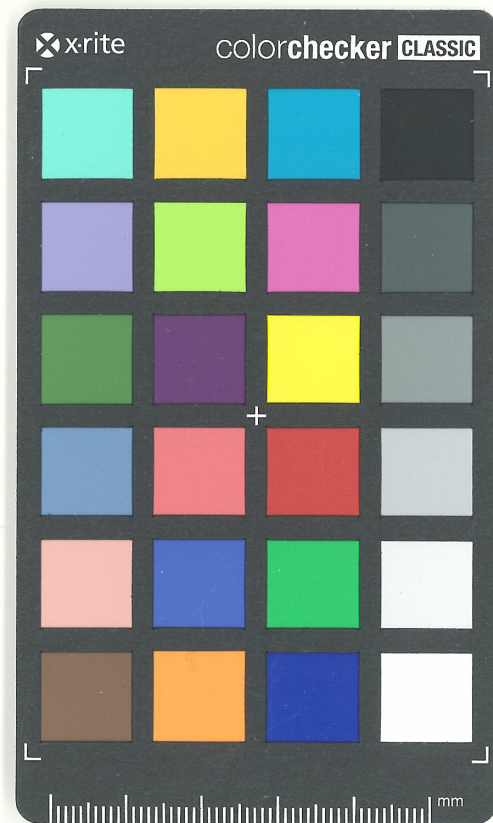


昭和五十年
第二回臨時会
（四月二十五日開会
四月二十五日閉会）

日野市議会議録

（第十四号）

日野市議会



SJ

昭和五十年
第二回臨時会

日野市議会議録目次

○四月二十五日（第一日）

午後二時十九分開会

午後六時十七分休憩

出席議員		1
欠席議員		1
出席説明員		2
議事日程		2
開 会		5
会議録署名議員		5
会期の決定		5
（議案上程）		
議案第三九号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第四〇号	日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	21
（報 告）		
報告第一号	府中市美好町二丁目三番地先「美好町二丁目交差点」内の市の義務に属する 交通事故の専決処分の報告について	22
（緊急動議）		
議員提出議案第九号	古谷太郎都議會議員辞職勧告並びに日野警察署に対する抗議決議について	30

午後六時十七分休憩後再開に至らず自然閉会

昭和五十年
第二回臨時會

日野市議會會議錄 第十四号

四月二十五日金曜日(第一日)

出席議員 (二十四名)

一番	滝	瀨	政	吉	君
二番	滝	瀨	敏	朗	君
三番	鈴	木	美	奈	子
四番	鈴	木	美	奈	子
五番	橘	祐	子	君	君
六番	橘	祐	子	君	君
七番	板	垣	正	男	君
八番	板	垣	正	男	君
九番	林	重	義	君	君
十番	谷	栄	吉	君	君
十一番	剣	持	佐	吉	君
十二番	石	坂	勝	雄	君
十三番	竹	ノ	上	武	俊
十四番	米	沢	照	男	君
十五番	市	川	芳	太	郎

欠席議員 (六名)

三番	奥	住	芳	雄	君
四番	正	国	大	治	君
八番	黒	川	重	憲	君
十七番	清	水	芳	雄	君
二十一	大	柄	久	保	君
二十三	本	間	君	君	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男
助役	前川恒雄
収入役	杉本好次郎
企画財政部長	加藤一男
総務部長	松村清栄
生活環境部長	加藤一郎

市民部長	森久保三
建設部長	田倉高次
水道部長	成井正男
教育長	倉又秀作
教育庶務課長	落合豊

会議に出席した議世事務局職員の職氏名

局長	中村亮助
書記	朝倉敏夫
書記	鈴木晴彦
書記	荒井一雄

書記	榎村正男
書記	川上輝子
書記	深海弘子
書記	安原清美

議事日程

昭和五十年四月二十五日(金)
午後一時開会

一、 会議録署名議員の指名

二、 会期の決定

三、 議案第三十九号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定

四、 議案第四〇号 日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

五、 報告第一〇号 府中市美好町二丁目三番地先(美好町二丁目交差点内)の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告について追加

日程第六議員提出議案第九号古谷太郎都議會議員辞職勧告並びに日野警察署に対する抗議決議
本日の会議に付した事件

日程第一から六まで

午後二時十九分 開会

○議長（大下 博君）

これより昭和五十年度第二回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十一名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、二十四番、一ノ瀬隆君、二十五番、日野源作君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（板垣正男君）

議会運営委員会

で決定したことについて御報告申し上げます。今日の臨時議会は、今日一日の日程と決定いたしました。議案関係については、お手もとに配布された日程どおりでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。なお議案関係の御審議は委員会付託を省略いたしますので、本会議にて質疑、十分検討をいただきたいと思います。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（大下 博君）

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よって会期は本日一日と決定いたします。

これより議案第三十九号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

いっせい地方選挙等で御多忙のさなかに臨時会をお願いいたしました。よろしくお願いいたします。

議案第三十九号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律案が去る三月三十一日国会で可決され、法律第十八号として昭和五十年四月一日公布、施行されましたので、それに伴い市税条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、関係部長をして説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君）

関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（森久保三次君）

それでは私のほうから市税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。この市税条例の一部を改正する条例の新旧対照表のほうで説明したいと思いますので、新旧対照表のほうをお開き願

ます。最初の第十九条。第十九条は（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）の關係でございす。この十九條の第四項に「若しくは第二項」を加えるということでございます「若しくは第二項」という内容は徴収猶予の申請書記載事項の規定でございます。

次に第二十条。（年当たりの割合の基礎となる日数）、五十一条を加えたことでございますが、五十一条はのちほど出て参りますのでその際御説明いたします。この年当たりの割合の基礎となる日数とは、一年を三百六十五日で計算することとでございます。延滞金の利子の算定の基礎でございますが、これはうるう年でも何でも一応全部三百六十五日を基準に計算するというところでございます。

次に第二十四条（個人の市民税の非課税の範囲）。第三項に「障害者、未成年者、老年者又は寡婦（これらの者の前年中の所得の金額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が六十万円を超える場合を除く。）」。非課税限度額の引き上げでございます。昨年は五十万円でございますが、今年は十万円引き上げて六十万円に改めるということとでございます。

次に第四十二条（普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）、第五条を第四条に改めるということでございますが、改正前の三十五条はすで

このような場合、申告書の提出期限までに確定申告書を提出できない法人について、税務署長の承認により、原則として一カ月延長できるという規定でございます。さらに七十五条の二の七項は、事業年度終了後から二カ月を経過した日前、災害その他でやむを得ない理由が生じた時は、二カ月間納期限の延長をすることができるといふ内容でございます。さらに一番最後の行の第十八条の二の規定は、この十八條は市税条例の十八條でございす。災害等により納期限の延長、その理由の止んだ日から二カ月以内、延長ができるという条項でございます。したがしまして法人税法第七十五条の二の第一項の規定の適用を受けているものについて、第七十五条の二の七項の規定の適用がある場合には第一項の規定の適用がないものとみなして市税条例の十八の二の規定を適用するといふ内容でございます。

次に第五十条（市民税の減免）、（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）、これは五十二条を二条繰り上げて五十条としてございます。それで改正前の五十條及び五十一條を削除としてございますが、これを五十條及び五十一條を削る。削除という場合には第五十条及び五十一條としてその条例には置いておくわけでございますが、五十條及び五十一條を削るとなつていけば、これは全く条例から抹消してしまうこととでございます。

次に第五十一条。法人税法第七十四条第一項の規定によつ

て消滅しておりますので、これを三十四条。と申しますのは市民税の更正決定の規定でございますが、この項を加えたということとでございます。規定の整備でございます。

次に第四十七条（法人等の市民税の申告）、次の第一項を加えるとして五項が出ておりますので、この五項について申し上げます。五、法人税法第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）以下本項及び第五十一条において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第七十五条の二第七項（同法第四十五条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第七十五条の二第七項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第十八条の二の規定を適用することができる。この法人税法第七十五条の二第一項でございますが、これは商法の一部を改正する法律昭和四十九年四月二日公布により、法人に対しては監査役の監査の強化に伴う監査期間の延長、及び付属明細書を監査の対象としたことにより、法人の決算が事業年度終了二カ月以内では確定しない事態が起り得ることになりましたので、

て法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に應じ、年七、三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。これはさきほどの法人税法七十五条の二の第一項の規定によつて納期限の延長の規定の適用を受けた法人については、年七・三％の延滞金を納付しなければならないという規定でございます。

次に第五十二条、削除。この五十二条の削除もここに加えたわけでございます。

次に第五十三条（固定資産税の納税義務者）。土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良事業（農用地開発公団が農用地開発公団法（昭和四十九年法律第四十三号）により行う同法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。）の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用その他の仮に使用し、若しくは収益することができると土地（以下本項において「仮換地等」と総称

する。〕の指定があつた場合又は土地区画整理法第百条の二の規定によつて土地区画整理事業の施行者が管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下本項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することとなつた日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第一項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が土地登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る第一項の所有者とみなす。というところでございますが、これは農用地開発公団法第十九条第一項第一号は、近代的な農業経営の育成のために必要な農用地、あるいは農用地の造成事業を指しております。土地区画整理事業の中の土地改良法による土地改良事業の施行にかかる土地について、一時利用地等の指定があつた場合には、当該土地に対応する従前の土地について、土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記されているものをもつて当該一時利用地等に係る納税義務者たる所有者とみなす。

次に第九十一条（市たばこ消費税の納税義務者等）。第四項「前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、刻みたばこ、葉巻たばこ及びパイプたばこの本数の算定については、それぞれその一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する。」。従前ですと刻みたばこは一グラム、葉巻たばこは十分の一本をもつてそれぞれ紙巻たばこの一本に換算していたわけですが、今回一グラムをもつて紙巻たばこ一本に換算するというところでございます。参考までに申しますと本数で税額を納付されるわけですが、一本当たりの金額は、四十九年で四円三十三銭一厘、五十年で四円四十三銭七厘として換算されます。

次に第九十七条（電気税等の税率）。二、ガスの税率は百分の三とする。」。従前は百分の四ですから、百分の一税率を下げたわけです。これによる減収は、減収見込約五百八十九万円と見込まれております。

次に第二百二十二条（特別土地保有税の納税義務者等）。第四項を加える、で四項が新しくできております。土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について第五十三条第五項に規定する仮使用地がある場合には、当該仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告がある日までの間は、当該仮使用地の使用者による使用又は収益の開始をもつて土地の取得と、当該仮使用地

なすこととしたものであります。みなす課税として固定資産税の納税義務者に新たに農用地開発公団が行なう土地改良事業の施行に係る納税義務者を加えたということでございます。そのほかは規定の整備でございます。

次に第五十五条、固定資産税の非課税の範囲でございます。この中で棒線のところの理学療法士が非課税の範囲の中に加わつたということでございます。そのほかは若しくはとか又はの字句による規定の整備でございます。

次に第八十三条（軽自動車税の賦課徴収等の特例）。「軽自動車税の賦課期日後に納税義務（四輪以上の軽自動車、農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車又は二輪の小型自動車に對して課する軽自動車税に係るものに限る。以下本条において同じ。）が発生した者は、その発生した月の翌月から月割をもつて軽自動車税を課する。」。本法は軽自動車の中に三輪車または二輪の小型特殊車が入っておりますが、軽自動車から四輪以上の軽自動車としてこれを区分けしたために、三輪車または二輪の小型特殊車は月割課税を廃止したということでございます。月割課税と申しますのは、四月一日に持っていた者が年の半ばで廃車した場合には残りの分を月割で還付するというところでございます。また逆に年の途中で取得したものは月割で翌年の三月までを課税するというところでございますが、この二種目については、この月割の取り扱いをやめたという規定でございます。

の使用をもつて当該仮使用地に係る第一項の土地の所有者又は取得者とみなす。」。本条は、固定資産税において仮使用地の使用を土地の所有者とみなして課税するように、課税する道を開いていることを考慮し、土地区画整理事業に係る仮使用地については仮使用地の使用または収益の開始をもつて土地の取得と仮使用地の使用者をもつて土地等の所有者とみなすことができることとしておりますので特別土地保有税についてもこのみなす所有者、またはみなす取得者として納税義務を課したというところでございます。

次に第二百二十八条（特別土地保有税の税額）二項の「前段階」となっておりますが取得税の中にそれは当該不動産取得税の額が取得税とありますが、それは不動産なんです。」。不動産取得税の額が確定していない場合又は第二百二十二条第四項の規定の適用がある場合には、令第五十四条の三十八に規定する価格に百分の三を乗じて得た額の合計額を控除した額。特別土地保有税の税額の算定の方法ですが、ここに第二百二十二条の四項を加えるというのはさきほど申し上げた前の項をここに入れて一般財源とする。令第五十四条と申しますのは固定資産課税台帳、この固定資産課税標準となるべく価格が統一された土地の当該価格、価格のことでございます。特別土地保有税につきましては申告納税価格の課税標準が取得価格になっておりますので取得価格の百分の三は不動産取得税の税率でございますが、不動産

取得税の税率を取得価格に乘じて得た額を不動産取得税から計算した額と、取得価格に百分三を乘じて得た額から不動産取得税の額を引いたものをもって特別土地保有税の額とするということです。

次に付則でございす。付則第五条のうち（徴収 予等に係る延滞金の特例）第五条の二〃当分の間、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十一条の規定より日本銀行が定める商業手形の基準割引歩合が年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（以下本項において「特例期間」という。）内（次の各号に掲げる延滞金で当該各号に掲げる日が特例期間後に到来するものにあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日から当該各号に掲げる日までの期間内）は、特例期間内にその納期限（第一号又は第三号に掲げる延滞金については、申告基準日。以下本項において同じ。）の到来する市民税に係る第十九条の規定による延滞金で法第十五条の三の規定による徴収の猶予がされた期間につき徴収されるもの及び第五十一条の規定により延滞金に係る第十九条及び第五十一条の規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、当該年七・三パーセントの割合と当該納期限の日における当該商業手形の基準割引歩合のうち年五・五パーセントの割合を超える部分の割合を年〇・二五パーセント

年度から昭和五十六年度までの各年度分の個人の市民税：以下略”ですが、これは昭和四十七年から五十一年までとあるのを四十七年から五十六年までに改めたものでございす。配当所得の総合課税制を五十六年まで延長するという趣旨でございす。

次に第七条（個人の市民税の配当控除）本条は五十年から五十五年に改めると。配当控除適用を五十五年まで延長するという趣旨でございす。

次に第十条（脱替規定）”法附則第十五条第一項から第十二項までの規定の適用がある各年度分の：：中段落”となつておりますので読みませんけれども、これ第十一項を第十二項にするということとでございす。この第十二項が地方税法の改正で新しく加わつたわけでございす。この第十二項はどういう内容かと申しますと繊維工業構造改善臨時措置法という法律によつて機械を導入された工場がある場合には三年間二分の一軽減するというのが加わつたわけでございす。第十条は固定資産税の課税標準の特例という脱替規定でございす。

次に第十一条”次条及び付則第十二条の二の「宅地等」とは法附則第十七条第二号に、次条第一項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは法附則第十八条第二項から第七項まで及び法附則第二十条第一項に、次条第一項の「上昇率」とは法附則第十七条第六号に規定する：：以下略”でございす。こ

の割合で除して得た数を〇・七三パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年一二・七五パーセントの割合を超える場合には、年一二・七七五パーセントの割合）とする。”本条は現在住民税が納期後に納付された場合の延滞金の率は一律に原則として一四・六％、特定の場合七・三％と定められております。ところが法人税においては納期後に納付されなかった場合のうち地方税の徴収により相当する延納が行なわれた場合に納付する地方税の延滞金に相当するものが利子税と呼ばれ、この率は法人税の年七・三％であります。租税特別措置法によつて日本銀行基準割引歩合、この基準割引歩合と申しますのは公定歩合がそうでございす。引き上げられた場合には一定の期間この年七・三％の割合は基準割引歩合の引き上げにおいて年一二・七七五％の割合の範囲内で定める率とされております。この法人税の措置は普通基準のうち利子税との兼合いにより法人は利子税を払つても延納するほうが資金操作上有利であるというような事態を避ける趣旨でとられてゐるものであります。地方税においてはそのような制度はなかったのであります。法人市民税の徴収猶予の場合その事情は法人税と異なることがあります。今法人税の法人税と同様の措置をとることとなつたものであります。以下一、二、三項は省略させていただきます。

次に第六条（個人の市民税の課税標準の特例）”昭和四十七の本条は十六条は削除して字句の整備でございす。削つたことにより”及び”という字句が先に加わり句読点の整備でございす。

次に第十七条。第十七条は（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）”昭和五十年から昭和五十六年度までの各年度分の個人の市民税に限り：：中段落：：に相当する課税長期譲渡所得金額に對し、次の各号に掲げる場合の区分に應じ当該各号に掲げる金額（昭和五十年年度分及び昭和五十一年年度分については、百分の四の税率を乘じて計算した金額）に相当する市民税の所得割を課する。一課税長期譲渡所得金額が二十万円以下である場合当該課税長期譲渡所得金額の百分の四に相当する金額 二課税長期譲渡所得金額が二十万円を超える場合

次に掲げる金額の合計額 イ八十万円 ロ課税長期譲渡所得金額の四分の三に相当する金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額と千五百万円との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額を控除した金額”内容と申しますのは従来土地等に係る個人の譲渡所得のうち長期譲渡所得については昭和四十六年度から昭和五十一年度まで譲渡所得に應じ、譲渡益から特別控除後の課税長期譲渡所得金額に對して市民税二・七％から四％の税率に分離課税をすることとされておりますが、今回これを所得

税における課税制度に準じて改正するものであります。長期譲渡所得を他の所得とするものとして計算します。計算の方法といたしましては、一、課税長期譲渡所得金額の二千万円以下は四％、二千万円を超える場合は八十万。二千万円に四％を乗じますとちょうど八十万円ですが、八十万と、当該長期譲渡所得金額の四分の三を総合課税した場合の当該二千万円を超えることに係る上積み税額との合計額により分離課税を行なうものであります。この土地等に係る譲渡所得の分離課税制度は長期譲渡所得にあつては分離計算することになります。個人の保有土地の供給促進と土地の切り売り交渉をはかろうとするものであります。短期譲渡所得については分離課税することにより仮使用の抑制と転売利益の社会還元をはかろうとしたものであります。このうち長期譲渡所得の分離課税制度については宅地の供給という面では相当の効果があつた半面租税の公平の見地からは多くの問題点を生ずることとなつたので、特例措置の適用期間が五十年度末に到来するのを機会に所得税法における特例措置の改正と同様の趣旨により改正しようとしたものであります。

次に第十七条の二（特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）これは規定の整備でございます。四十九年度から五十一年を、五十年から五十一年度に改めたと。内容は変更がございません。

次に第十八条（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特

については短期譲渡所得の分離課税制度を適用せず、総合課税とする処置が講ぜられたのであります。昭和四十九年の所得税法の改正で税率の緩和を含む大幅な減税が実施されたことがあつて同じ国または地方公共団体に対する譲渡でありながら短期譲渡所得に係る税負担のほうが、長期譲渡所得の税負担より軽くなるという不合理が生ずる結果となつたため、税負担のバランスを考慮し、望ましい宅地供給として、国、地方公共団体に対する短期譲渡所得について分離課税措置が取られたところであります。地方税においても所得税における措置に対応して二の算出のうちいずれか多い税額を他の所得と分離して課税するというものであります。短期譲渡所得の金額の四％に相当する金額と、総合課税を行なった場合に、上積み税額として算出される短期譲渡所得の金額の所得割相当額との比較で多いほうを課税されるということでございます。

次に第十九条（昭和五十年年度退職手当等に係る市民税の分離課税に係る所得割の額の算定方法）四十九年度を五十年度に改正し、規定の整備でございますが、所得税法の改正に伴い、五十年四月一日から三月三十一日までに支払われた退職手当に係る市民税は市民所得税法に基づき算定しなおすという趣旨のものでございます。

次に第二十一条（農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の都市計画税の特例）本条は規定の整備で内容は変わ

例）、第三項がだいぶ変わりました。第三項の第一項

に規定する譲渡所得で法附則第三十五条第三項に規定するものに係る第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の八」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「控除した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「控除した金額とする。」とございますが、最初の短期譲渡所得に係る特例でございまして、その短期譲渡所得につきましては土地に係る個人の譲渡所得のうち課税短期譲渡所得の金額の八％、それと課税短期譲渡所得金額につき総合課税を行なった場合に算出されます当該短期譲渡所得金額に係る上積み額の百分の百十相当額とのずれが多い額により分離課税することと書いてございますが、今回所得税において短期譲渡所得に係る課税制度の改正に準じ、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税制度を改正することとし、従来の短期譲渡所得に係る個人の市民税の分離課税制度の適用期間を昭和五十六年度まで延長するというものでございます。短期譲渡と申しますのは保有期間が五年間で昭和四十四年四月一日以降取得した土地の譲渡のことを指しております。次に二項に対する短期譲渡についての分離課税、第三項が二項に対する短期譲渡に係る分離課税の改正の要綱でございますが、国または地方公共団体に対する譲渡、国の交換等による譲渡、日本住宅公団に対する譲渡で、これらのものをその土地の先行取得、または宅地住宅の供給業務のために直接必要と認められるもの

りません。農地に対して課する都市計画税は三十八年以降より据え置くということでございます。

次に付則、議案の付則のほうをごらんいただきたいと思ひます。

第一条。この条例は、公布の日から施行し昭和五十年四月一日から適用する。ただし市税条例第九十七条第二項の改正規定は、昭和五十年六月一日から施行する。というところでございます。九十七条と申しますのは、さきほどのガス税でございます。以下この付則は新条例の経過規定でございます。ガス税につきましてははしたがしまして六月一日以降、第六条にありますのは「ガス税に関する規定の適用」でガス税は「六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）」ということでございますので、ガス税はほとんど特別徴収でございますので、六月一日以後に徴収されるガス税から減税されるわけでございます。以上でございます。

次に参考として改正の要点というのがございますので、それをごらんいただきたいと思います。その改正の要点としてありますのは、この改正は地方税法三百十四条の二の所得控除の改正でございます。この所得控除の金額は市税条例には盛つてございません。文言で市税条例の三十二条の二に所得控除として地方税法をそのまま適用するんだというふうに規定してあります

す。基礎控除が十八万が十九万、配偶者控除が十八万が十九万、扶養控除が十四万が十七万、扶養控除のうち七十歳以上の老人が十六万が十九万、同じく配偶者がいない世帯の一人目が十六万が十九万、障害者、老年者、寡婦、勤労学生の控除が十三万が十六万、特別障害者控除十八万が十九万、生命保険控除限度額二万七千五百円、これが三万五千円、障害者、寡婦等の非課税限度額が五十万が六十万、これはさきほどの条例に盛っております。盛っておりますのはこれだけでございます。白色申告の専従者控除の限度額が二十万が三十万、配偶者、扶養控除適用の要件が十五万円が二十万、寡婦控除適用の要件の所得限度が百五十万が三百万。次に個人の市民税の課税最低限でございしますが、五十年度は夫婦と子供二人で百二十一万八千円、前年は百一十六万六千円でしたから約二十万減額するということでございます。次に八の市民税の減収見込、給与所得控除の拡充に伴う分ですが、これはただいまここに所得控除の引き上げの項目が一つもなかったわけですが、所得税において所得控除が四十九年度で大幅に引き上げられておりますので、その引き上げられた減税が市民税に本年度にもろに減税になるわけでございます。これが二億六千七百一十一万五千円と見込まれております。次に所得控除の引き上げで九千六百三十万円の減収ということでございます。それからガス税ではさきほど申しましたように、四%か三%に引き下げられたことによって五百八十九

括的なものをもうひとつ御説明いたしたいと思ひます。

それからこの文章を見ると、私に關係があるのかないのか分からないものだからなおさら分からないんですが、それから手続きの問題はこれとこれで、こういう手続きは、たとえば今までは申告をして法人でもって二カ月の猶予期間があつたが二カ月ではできないから三カ月にしたんだ、そういうことは分かるんですが、その手続きの条文はどこにあるのか、あるいは改正の要点としては第何条にはこの税率をこれだけ引き下げたというんですか、引き上げたというんですか、そういうものがどこにあるようでありますか、それはたとえば何か専門の用語でもよつと分かりませんが、長く土地を持っていたものが売った場合に、二千万円と書いてありますけれども、いわゆる各論が先になつて総論が全然ないものだから全然分からないんです。そのへんを総論がこうで各論はこうで、おもなところでもいいですが、それから途中で二万五千円が三万七千円になったという数字は確かに聞きましたけれども、一体二万五千円というのとは何か言つたようだけれども。

それからもう一つ、今の説明の中に、失礼なことを言つてたいへん恐縮ですが、かながよく分からない部分がたくさんあるんです。森久保君の特徴なんです。これをもう少し明確にやつていただきたいと思ひます。たいへん失礼な言い方ですが、二万五千円が三万五千円という数字は聞きましたけれども、それが

万円でございます。この減収分につきましては五十年年度の新年度の予算の歳出としては見込んで計上してございます。次にこれに載つてございせんけれども、退職所得の改正がございす。これは勤続二十年まで一年につき二十万円が二十五万円、二十年を超えた分につきましては一年につき四十万円が五十万円、これで計算しますと三十年勤続の場合、八百万円が一千万円に引き上げられるということでございます。一千万円まで退職金は三十年で一千万円の場合は退職所得に關する市民税は課税されないということになります。たいへん雑駁でございますが以上で説明終わらせていただきます。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。劍持佐吉君。

○十一番（劍持佐吉君） 雜駁どころではない、たいへん親切にやつていただいたんですが、実は専門の用語があつたり、それから予備知識がないので分からないんですが、失礼な言い方でたいへん恐縮ですが、全然分からないんですね。分からないのをまたやりなおせという意味では決してございせんが、たとえばこれは法律が改正されて、それで法律にしばらくしてこつうふうにせざるを得ないのか、あるいは法律ではこつうふうに決まつたので、この範囲内において市町村条例に幅を持たせて、そしてこつう幅の中で日野市における課税はこつういう標準にしていくとして決めたのか、そのへんがひとつ總

何のものかさっぱり分からないんです。一年生のようにたいへん恐縮ですが、あえて私が質問する理由はこの税法の条文というのは法律家も非常に難解とされているので、法律家でも分からないくらいのことだというから私が分からないのはあたりまえだと思ひますが、聞かれた時にも困りますし、審議する必要もありますので、ひとつお願いしたいと思ひます。

○議長（大下 博君） 市民部長。

○市民部長（森久保三次君） ほんとうは市長より提案の理由がありましたように、地方税法の改正に伴う全く選択の許しのない市税条例の一部改正でございます。それとかなが分からないということばがございましたけれども、かなといひますのはどういふことでしょうか。私のことばが……

○議長（大下 博君） 劍持佐吉君。

○十一番（劍持佐吉君） それでは私の質問が分からないので、私の言うのは、たとえば手続きの条文はどこでございましてそれは概括してこつういうことであるという程度の説明でけつこつうなんです。

それから改正の実質的なものは第何条と何条があつて、それと項目があると思ひます。たとえばガス税とか、こつういうようなものが、何分の何とか、何分の何になつたという、こつういうようなものが市民生活に、これはガス会社か電気会社のほうに掛けられるので、それが私のほうに回つてくるのかどうか、そ

うような内容。

それから今度は何か土地を長期に持っていたのを売った場合に二千万円がどうかというようなものがいくつかありますが、たとえば二千万円まではどうするんだと、いくらなのか、法律で条例に弾力が全然ないということは分かりましたが、そういうことを。まだ分からない、分からなければしょうがないです。」「議長、関連で今聞きたいんですが。」と呼ぶ者あり

○議長（大下 博君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

自分はさばり例で聞きたいと思うんですが、長期と短期の問題で、一つたとえば例を挙げれば長期のものは四十四年四月以降の前に取得していたものと、四十四年四月一日後にしたのは短期だということで、近い例を挙げますが、自分はたまたま所得税を百八十万払ったと、たとえば四十九年度にそういうものを払ってあれば、五十年年度の市民税の所得税を百八十万支払ってあれば、五十年年度に対して市民税がかかってくるかと思えます。そういう点がいわゆる四十八年の時と四十九年の時と、どう変わったのかということ。長期の場合にはこうだと、短期の場合にはこうだということを出してもらうとかなり数字に弱いほうでもすぐに剣持議員が聞いているような問題は。自分はそういうことのたとえば納得がいくとか合点がいくとか、その点が一点。

今、一つは実際問題にいわゆる控除額が変わったために二億

六千万円、たとえば控除の引き上げによって九千六百万、これが少なくなると、税収が、市税が少なくなるといことは、去年の大体、勤め人の方の給与というのは大体二八%くらいペーアップになっていると、こういうものを勘案してなのか。いわゆる前の税法に基づいて機械的に減税になっているからこれだけ減っているのか。今年の予算措置では何か見込んでないというようなことが何かいつているけれども、現実には給与がかなり大幅に上がっているのに実質的には扶養控除が上がったり、何かのいろいろな格差は正で上がっても、何とかがかなりの増収というか、給与が三〇%近いものが上がっているんだから現実にはどうなのか、そのへんのお答えをしてもらいたいと思います。二点です。

○議長（大下 博君）

市民部長。

○市民部長（森久保三次君）

それでは御質問にお答が前後いたしますけれども、最初に石坂議員さんの質問についてですが、当然五十年年度の予算につきましては四十九年にあれほどの大幅の賃金の引き上げがあったことについては、所得として何割増と見込んで、さらに減税分を控除として市税の収入見込額を出したということでございます。所得は出ておりまして（十二番議員「二〇%なら二〇%の増をみた中で減っていると」）ということですか。」そういうことです。それと長期譲渡の場合、短期譲渡の場合ですけれども、計算例で申し上げますと、

長期譲渡の場合今までは一律に四%だったんです。それが改正

では四%と、四分の三を総合課税した場合の税額との比較で高いほうをとるということですね。そうしますと四千万円の場合を例にとりますと、現行では百六十万円、改正後では二百五十万円で、差し引き九十五万円の増加ということになります。それから短期の場合ですが、標準税率と申しますのは、最低は二%から最高は一四%まで十三段階に分かれています。したがって

まして所得の譲渡した金額が少ないと、四%の税率に一律に掛けられたよりも低くなってしまうんですね。譲渡所得以外の所得がない場合。たとえば百万円きり譲渡がなかったという場合に譲渡の場合は一律に四%掛ける。そうしますと総合課税で短期が国、地方公共団体に対する譲渡は総合課税になっています

から、税率が二%ないし三%の場合ですと、長期よりも短期譲渡のほうが税が軽いという矛盾が生じるわけです。標準税率ですと二%の段階の表は四%よりも二%も低いですから、その矛盾を直すために今回の十八条の三項ができたわけです。百万円ですと四%は四万円、ところが総合課税しますと百万円ですと三万四千円、そうしますと三万円と四万円では四万円のほうが高いですから一律の三%の税率で課税されるわけです。今まではこれが三万四千円で、総合課税一本きりなかったもので、今から三万四千円で計算して課税することになっておりましたが、今回、土地に対する短期譲渡に係る分離課税という一項が加わ

りました。これだけこの矛盾をなくしたわけです。

それから剣持議員さんの御質問ですけれども、今、ここで条例、地方税法、所得税法、租税特別措置法等の条例を枝から枝に追跡していつて調べるだけの余裕がございませんけれども、のちほどではまずいでしようか。今、徴収条例と、それから所得税法、地方税法、租税特別措置法、いろいろ関連がございますので。

○議長（大下 博君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

私の聞いているのは、かえって難しいこと言われると分らなくなってくるんですよ。それで私の聞きたいのは、これは例えば税法が改正になって、がっちり縛られている条例ですから、それはここで動かすことはできない。しかればどういふふうに変ったのかということですね。結論からいうとこれは抽象的な言い方ですが、具体的な例をあげますと、今までよりも物価も上がってくるからそれで何かパーセントを上げるといふのか下げるといふのか知りませんが、そうしたことによって国家財政の収入にはそう響かない場合があるわけです。したがって今まで例えば年間百万の所得があった人が高所得者であった場合が、今度は今の時代においては低所得者になったわけですよ。したがって標準額が今までのいわゆる高所得者とは二百万以上になったという場合もあるわけです。そういうようなことから見て、今の貨幣価値の変動に伴

って、どういうふうに優遇したかということが考えられたと思うんですが、それはどこで優遇されているのか、ということを開いてるわけです。それからこれは文字、文章のことでたいへん恐縮ですが、八十三条に「：発生した者は、その発生した者は：」とありますが、これは何か意味があるんですか。私の質問したいのはそういうことですが：。もしその説明ができないとすればもう根本的な問題なんで、例えば：（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 市民部長。

○市民部長（森久保三次君） 八十三条の終わりから

三行目「：。」が発生した者は、その発生した者は、：。」とダブってございます。さきほど私読んで、あ、これはダブつてると思いましたけれども、なお疑問がございましたがそのまま言ってしまったけれども、よく読んでみますとこれは誤植でございます。（十一番議員「その発生した者は、は消しいいわけですね」）はい、申し訳ございません。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私が答弁できる立場でもござ

いませんけれども、これは要するにインフレ経済のさなかでもありますし、したがつて毎年、毎年基礎控除でありますとか、いわゆる所得のベースアップ等に伴います政策的な減税を意味

れども、私はそういうことを聞いてるんじゃないんで、これが市長の言う減税ということばを、私ことばじりをつかまえたんじゃないんで、はたして、しからば減税になつてゐるのかどうか、当然の修正なのか、減税になつてゐるのか、そういうことを聞きたいわけで、この数字じゃ全然分らないんですよ。それで減税になつて実質的、例えば物価指数はこれだけ上がったけれども、それで今度は非課税額をここまで上げた。したがつて減税の処置ではあるけれども、減税という数字的な処置ではあるけれども、実質的には今物価指数よりもほんとうに減税をしたのかどうか、それはどの条文にあるのかということを知りたいわけですが、分らないければけっこうです。

○議長（大下 博君） 市民部長。

○市民部長（森久保三次君） お答えいたします。所

得控除、扶養控除と控除額が引き上げられておりますことは、所得が同じ場合その分だけ減税になつております。たださきほど石坂議員さんがおっしゃいましたように、所得が伸びておりますので、所得の伸びぐあいによつては、昨年よりも税が伸びております。ただ所得が他の一般平均並みにいった場合とそうでない場合では若干差がありますけれども、所得が同じ場合でしたら減税になつております。

○議長（大下 博君） そういう聞き方じゃないんで、もつと端的に言えば四十九年度の市税と、五十年で今度見越

するものである。したがつて国家財政あるいは地方財政には、所得のとにかく額面が高くなりますから、従来の税率でありますと相当収入も増えるものである。したがつて国民所得の額面的な増大に伴つての政策的な減税である、こういうふうに解すべきものであらう、こういうふうに思つております。地方税法の中の非常に数字的な法文もございすけれども、趣旨としてはそういうものである、というふうに御理解をいただければよろしいんじゃないかと思ひます。

○議長（大下 博君） 剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） くだいようでたいへん恐縮で

すが、それは私も想像するんですが、それからして市長のことばじりをつかまえて、そしてまた政府を攻撃するようになってたいへん恐縮ですけれども、貨幣価値が下がるといふと額が上がるわけですから、それでもつて源税と直ちに受け取ることは私は賛成できませんが、それは市長のあれで、それをもつて減税とするのは当然のことであつて、今まで百万円の生活をしてたのが今度は百五十万円もらつたからといつて、そして百五十万円でもつて百万円の生活、あるいは九十万円の生活しかできないかもしれない。それをもつて今度は九十万円と同じように百五十万円までは、そこまでは何ですか非課税の限度額をそこにとすると、それで減税だなんて言われたんじゃない、われわれ承知できません。（笑声）ちよつとどつちが傾いたか分からないけ

してやつたものの差が上がつてゐるか、下がつてゐるかというのをほうが答えがはっきりしてきます。市民部長。

○市民部長（森久保三次君） さきほども申し上げま

したけれども、この個人の市民税の課税最低限の推移というところで、四十九年度は、夫婦と子供二人で百一十六千円。ところが五十年で百二十一万八千円と、こういうふうに引き上げられておりますので、当然今年、五十年でも四十九年と同じ所得でありますと税金はかからないといふふうに、夫婦と子供二人で所得で二十万円の伸び以内ですと税金はかからないということですよ。

○議長（大下 博君） 議長から申し上げますけれども、

物価指数というのはこれは別に置いておいて、今度の五十年の見込んだ数字と四十九年度の実績とがどうなつてゐるか。アップされてゐるのか、それともこの処置によつて四十九年度と同じなのかどうか、上がつてゐるのか下がつてゐるのか。市民部長。

○市民部長（森久保三次君） それは上がつておりま

す。○議長（大下 博君） 引き続き御質問はありませんか。林重義君。

○九番（林 重義君） 大体、剣持議員と石坂議員の質問で分かつたんですけれども、十七条の長期譲渡の場合、石坂

議員の質問に対して、数字的に課長が四千万の場合は百六十万改正後は二百五十五万幾らだということで、何かあまり科学的な分析が大ざっぱなものだったので、その点でいまい少し細かく御説明願いたいと思います。

二点目は、その税法が変わりまして、その納税者の市民の皆さんにどのような方法で納得ゆく御説明をしていくかということなんですけれども……。その点を二点目としてお聞きしたいと思ひます。

○議長（大下 博君） 市民部長。

○市民部長（森久保三次君） さきほどの計算例で、

四千万の場合百六十万、改正後は二百五十五万と申し上げましたけれども、この算定の方法ですけれども、従来ですと長期譲渡所得の場合は、一律に四％、四％ずつ開いていたわけです。

ところが改正後ですと二千万円までは四％の一律の税率ですけれども、二千万円を超えた分については、一応また元にもどつて課税標準、長期譲渡所得金額の四分の三を普通のほかの所得と合算して、総合課税して税率を算出し、その二千万円を超えの部分で控除したその上積み分との差ですね。その四％の額との上積みした金額との比較で多いほうをとる。（「市民に説明できるような答弁を」と呼ぶ者あり）

それではたいへん失礼しました。長期譲渡の場合、四千万の場合四％で百六十万ですけれども、改正後、これは五十二年か

ら五十六年までですけれども、譲渡所得以外の所得をゼロとする、この場合は譲渡所得以外はないものと想定しております。

八十万円足すことの四千万円掛ける四分の三マイナス百五十万掛ける税率ということになります。そうしますと二百五十五万も二千万円の……。失礼しました。八十万円に四千万の四分の三で税率を出します。四分の三を掛けてさらにその所得金額に税率を掛けた額から千五百万円を控除してさらにそれに税率を掛けたものでございます。

○議長（大下 博君） 林重義君。

○九番（林 重義君） もう一ぺん……。

○議長（大下 博君） 市民部長。

○市民部長（森久保三次君） ここで固定資産税、市民税とも四月一日付で発送の予定です。その中に課税の根拠として知らしてございます。納税通知書によって説明、PRされてございます。

○議長（大下 博君） 林重義君。

○九番（林 重義君） ただいまの課税方法についてははつきりした趣旨があるように思いますけれども、どうも数字的なものが多いので分かりませんので、あとは事務局に私も聞きに参りますけれども、どなたが来られても、市民の方が来られても、数字的にすぐ説明でなくしてこういうふうになったか

定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四〇号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 提案理由の説明を申し上げます。

本議案は地方税法第四百二十三条三項の規定により、昭和五十年四月二十七日任期満了となる委員の、後任委員の選任同意を求めるものであります。よろしく御審議の上、御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（大下 博君） 関係部長から詳細説明を求めます。助役

○助役（前川恒雄君） この件につきましては、さきほど市長の提案理由にございました任期満了となる委員がここに書いてあります石坂義次氏でございます。石坂義次氏が任期満了となりましたので、同氏を重ねて三年間、固定資産評価審査委員として任命したい、という案でございます。同一の方を重ねて任命したい、ということでございます。よろしく

お願いいたします。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。なければこれをもちつて質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

らという問題で、いつも課税の問題については、納税組合あたりの方々も皆さん聞きに来られるので、うまく説明が分かりませんので、文章が何か作っておきまして、すぐに説明ができるような方法にしておいていただきたいと思います。説明欄その他についてもいろいろと納得のゆくような細かい方法によって市民に納得のゆくような説明をしていただくことを意見として申し上げます。

○議長（大下 博君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認めます。よつて本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第三十九号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君) 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君) 御異議ないものと認めます。よって議案第四〇号、日野市固定資産評価審査委員会の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

これより報告第一号、府中市美好町二丁目三番地先「美好町二丁目交差点」内の市の義務に属する交通事故の専決処分報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

(助役登壇)

○助役(前川 恒雄君)

報告第一号の御説明を申し上げます。本件は、府中市美好町二丁目の交差点内におきまして、市が損害賠償責任を負う交通事故の発生に伴い、専決処分により相手側と損害賠償額の決定及び和解の締結をいたしましたので、本会議に報告するものであります。よろしく御審議の上御承認をお願いいたします。なお、詳細につきましては、関係部長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

寅三郎君。

○十八番(杉山寅三郎君)

こうした交通事故が、他の市の有責事故が毎議会ごとにあるような気もするうちに、非常に多いような感じを受けるわけです。そういう中で前々回か前回かは忘れましたが、やはりその場合の市の監督、指導というのか、それについての具体的な方策についてお伺いをし、あるいはここで内規を作るとかなんかいろいろなことがありましたけれども、またこのごろこうした事故が起こる。たとえばこの問題だけを取り上げてみしても相手方は極めて怪我が軽傷でよかったですと思うんですけども、それがいづれにしても運転車、関係運転者の生命でも係るようになると非常に問題だと思えます。そういうことで事故が小さいからいいとかということじゃなくて、やっぱり事故が起きるといのは非常に内蔵的なものがあるんじゃないか。それで将来今申し上げましたように人命でも関連するような事故が起こってはたいへんなこととございますので、またここで改めてこれは指導管理といいますか監督といいますか、この点については具体的な対策をどのようにお立てになつて、またどのようにおやりになつてきているのかを、また再度ここでもってお伺いしたいと思うわけです。

○議長(大下 博君)

答弁、総務部長。

○総務部長(松村清栄君)

交通事故につきましては私

○議長(大下 博君)

関係部長から詳細説明を求めま

す。総務部長。

○総務部長(松村清栄君)

ただいま助役から提案理由

の説明がございましたが本交通事故の内容は次のとおりでございます。昭和四十九年の十一月の二十五日午前九時五十分ごろ府中市美好町二丁目三番地先交差点において総務部安全対策課篠崎邦三が公務にて庁用車を運転中国立市西二丁目三十番地、坪崎信隆の運転する車両と接触したと。それで相手車両を破損するとともに相手方に対して三日間の傷を負わせた。それで本事故は市の責任の庁用車運転により公務のことでございますので自動車損害賠償保障法により市が損害賠償責任を負うことになり、よつて市は相手方と示談について交渉の結果次のとおりの内容で和解が成立いたしました。市は相手方に対して治療費、車両修繕費、代車賃上料、慰謝料として合計十八万七千八百八円を昭和五十年三月十四日に支払つて和解が成立いたしましたのでございます。以上によりまして本交通事故の損害賠償の決定により決定及び和解の締結について地方自治法第八十条第一項の規定により市長の専決事項の規定についての一により専決処分をしたものでございまして同法同条第二項の規定に従つて本議会に報告するものでございます。以上でございます。

○議長(大下 博君)

これより質疑に入ります。杉山

どもの監督不行き届きということでございまして、毎議会ごとに出てくるような実態でございすけれども、市のこの運転者に対する講習会、あるいは研修会、こういうものは市自体が年に二回ほど行なっております。しかも各関係部課長から月一回あるいは交通事故が発生した直前とこういう場合においては各関係部課長から職員に注意を喚起するところいうことを年中行事のように行なっているわけでございますけれども、市の庁車、庁用車が大体八十台ほどございます。そういうことで軽度な事故等が起きるといことは、これは本人の不注意にしかならないと思ふんでございます。相手方からもぶつつけられるということもございす。なかなかこの事故の撲滅ということはむずかしい。そこで私どもは今度この研修担当機関というものを設けて、職員課に配置をいたします。この研修担当機関によりましてその運転者の講習会を年二回というふうじゃ、く二カ月に一回ぐらいやりたいとこういうことで研修担当機関にはこの計画を命じてございます。そういうことで部課長から年中行事のように注意をする以外にはなかなかこの撲滅ができないという実態にあるわけでございますが、研修をしまして、そして事故の起きないような方策を講じてまいりたいとこういうふうと考えております。以上です。

○議長(大下 博君)

杉山寅三郎君。

○十八番(杉山寅三郎君)

今部長から説明があつてそ

のとおりだと思いますが、確かになんといえますか、相手方から事故をもらう場合も、もちろんこういう世の中ですからあると思いますけれども少なくとも市の起こす有責事故の現実というのは、これは私が今申し上げるまでもなく、やっぱり撲滅していかなくちゃいかんということだと思えます。そこでいろいろ企業のいろいろなプランを立てられましていろいろな注意あるいは喚起、指導をされていることはけっこうだと思えますけれども、やはりそれらによつてその後どうなっているのか、やっぱり後をみるとかあるいはそういうことだと通り一べんの注意ということになりますと、昔の事を言つてはあれですけれどもなんか事故が起こすと自分で、個人で弁償しなきゃならんという経済的な大きなハンディキャップをしますので、そういう意味では若干の現実的な緊張といえますか、そういうこともあつたようです。今はやはり保険とかということで直接自分の腹からはなかなか痛んで出てこないということで、人間の弱いところかもしれないけれども、そういうメンタルな面でも非常に何かしら非常に私たちも不安に思うわけです。保険で払うから事故を起こしてもいいという意味じゃございせんけれども、人間そういうなんか気持の上でそんなようなことも言えそかなという考えをもっているわけです。何も厳罰にしろとか何とかいうわけじゃありませんけれども、やはりその点は明確にやつぱりはつきりしていきませんとやはりいい意味でのや

つぱりその安全管理といえますか、そういうことは非常にむずかしいんじゃないかとこういうふうに思われますので、部長の言われたとおりいろんなことを計画されるのもけっこうですけれどもやはりそういった面での今後のやつぱり有責事故の絶無には十分対処していただきたいことをお願いしたいと。以上です。

○議長（大下 博君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

自動車事故は気をつけなければ起きないと思うんです。したがって気をつけないと、どっちがどうだか分かりませんけれども向うが気をつけないうか、こっちが気をつけないうか分からないんだが。それから有責事故もやつぱり自分で気をつけなければ起らない。したがってその責任はやっぱり事故を起こした人にあると思うんです。それを前から規定を作るとか作らないとか言つておりましたけれども、その作るまだ総務部長の報告では作つていないようですが、それは作る必要はないのか。ないと思つていいのか。それからその責任の度合いにもよりますが刑法はやつぱり道路交通法ですか、刑法で処分があるはずですが、それはどうなっているか。それに準じて一体責任の度合いをどうして明らかにしようとしているのか。この甘くばかりみていては赤んぼうは違いますが赤んぼうの教育はやはり違うと思うんですが、成人に対してはやつぱり信賞必罰ということが必要なんです。そういうことがはつきり

と事故を起こすな気をつけろということと言っているけれどもそれがマンネリ化していると思うんです。自分の責任、やつぱり民主主義の原則は権利は主張するけれどもやつぱり自分で起こしたものは自分で責任を負わなければならないという原理が一貫しているはずですが、それに対して当局はどう考えておられるか。またどう処置しておられるか。繰り返して申し上げますが刑事処分はどうなっているのかですね。お願いします。

（「ちよつと関連」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

関連ですね、米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）

ただいま剣持議員からさうい

う発言があつたわけですが、私はこの車を運転して日常それを業務として仕事をやる以上、ましてや交通地獄といわれるようなたいへんなこの交通事情の中で、これはもう避けられない不可効力に近い側面もあるだろうと思うんです。生産点である工場で機械工がいろいろ作業をやる。当然これは何%かこれはだれしも避けられないつまり不良品が出ます。これはどんな優秀な技術者でも不良品は避けられない。こういうことから考へてこれだけの交通事情の中でそれを業務として仕事をやる以上は、交通事故というのはこれは生産点での作業と同様避けられないことではないかと。もちろん極力交通事故がないように監督指導する、そういう必要はありますけれども、だからといってその当事者に交通法規以上のそれに加算するような形の

罰則といえますか、そういうことはやはり考慮する必要があるんじゃないか。私はそういう意見をもつております。そのことも合わせて見解を聞きたいと思ひます。

○議長（大下 博君）

答弁、総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

この刑事罰につきましては、これは警察庁からの罰によつて行なうと思ひますけれども、市自体におきましては本人に対して始末書をとる、あるいはまた年間、一年間の昇給をストップするというふうな措置をするところになるわけでございますけれども、現在までには大きな刑事罰になるような事故というのは一度だけあつたわけですが、それ以外は軽度な事故でございますので市の市自体が罰するということは現在まだ行なっておりませんが、始末書はとつております。それからそれ以外については本人に対して各部課長から訓告を与えると、こういう現在の状況でございます。

○議長（大下 博君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

私は言いわけを聞いているんじゃないくつて現在の状況を聞いていますよ。たとえば責任があるんだから刑事責任もあるから刑事責任はどういうふうになつていくかということを知りたいんです。今罰金取られたのか取れないのか。無罪であつたのか、それを聞いていますよ。それ以上にまた規定を作つて身分上の私は苛酷な処分をもつて臨めというんじゃないんですよ。今それからして私は

米沢君の意見に対しては極めて危険を感じます。この怪我があるのは当然だという前提に立った思想ですからこれは極めて危険な思想です。したがってこれに対してどう対処するかという一片の監督上の基準がなければならぬんじゃないかと。それは苛酷に刑事罰を受けたその上に身分上の問題もやれということではないんです。それは責任の度合いをいけば忠実に尽くす、いわゆる奉仕する義務があるわけでしょう。その違反でしよう。それで刑事罰が一方にあったと。業務罰があつていいはずですよ。しかしながらそれを苛酷にやれという意味じゃないですよ。それを研究が必要がないとして規定を作らないのか。むしろかしくってまだ前進しないのか。それを聞いていますよ。今どうしていますということはもう分かっているんですよ。そうでなくってそれはやっぱり核心に触れた回答をしてもらわないと、答弁してもらわないとなかなか時間がかかる。いいかげんのことじゃ困る。どういう態度であれをやりました、これをやりました、熱心にやっていることは分かるんです。それはマシネリ化するから新しく何か規定化するものがあるんじゃないかと。必要がありはしないかという前回いつであつたか知らんけれども杉山議員がそういう質問に対して検討しますといっているんだからその後の検討の結果は必要なしとしているのか、あるいはさぼっているのか、極端な言い方をすると恐縮ですが、さぼってやらないでいるのか、必要なしとするのか、あるいはむ

ずかしくってまだ結論に到達していないのか、そういう状態にありますという現段階の状況を率直に言っていたきたい。いかげんにしてもらおうというとなかなか長くなる。

○議長（大下 博君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） その篠崎運転手に対しての刑事罰というのはございません。現在のところございません。それから今の第二点の問題ですけれども確かに非常にむずかしい問題でございますね、この前も職員課長とその問題についていろいろと討議してございます。これを作るように検討はしてもらいたい。職員課長に対しては言っておりますが、まだ作ってございません。まだやっております。これから作りたいと考えております。以上です。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 交通事故のみならず公務員としましての一つのあるべき責任感がなきやいけないわけであります。特にこの日常の行動につきましても綱紀の引き締めと、みずから戒めるところ、気が平素一面にはなきやならないわけであります。そういうことを日常的には職制を通じて訓答を行なっているということがありますけれども、やはり役所でありますから一つの基準に基づいての規則はなければならぬとこういうことでまだ完成はしてありませんが、中心になるべきよりどこを定めようという努力はいたしておるわ

けてございます。ケースケースによりましての今部長のほうからお話をいたしました一応の始末書あるいはその場においての責任に対します訓告、そういうことはやっておりますが、なお一つの責任を定めるべき原則的規則は定めなければならぬというふうに考えておるわけでございます。そのほか責任罰、減俸等の制度もものによってはあるわけでございます。大きい事故等につきましてはその責任罰を行なった経過もございます。以上のようなことございまして、役所としての一つの原則は作っておかなければならない、こういうふうに考えております。またそのための検討は行なっております。

○議長（大下 博君） 剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） 市長の答弁と総務部長の答弁が違っているんですよ。市長は熱心に取り組もうとしている姿勢が発表しているわけですね。総務部長は職員課長に言い付けてあるというんですよ。この問題は刑事罰でもかなりむずかしい問題であるし、その上に責任の度合いを明らかにする問題ですから職員課長に言い付けてあるだけでできる問題じゃないんですよ。これは。ただはつきり言うとは私はこれにしっかりと取り組んでいないということを言いたいんですよ。いないとしかみられないんですよ。そこに問題があるんですよ。市長のように、市長を賞めて総務部長をけなすように悪いけれども、市長が熱心に取り組もうというこの姿勢はいいと思うんですよ。その具体的な表われが職員課長に言い付けてありますというように、こんな

いかげんのものではないんですよ。もつと真剣に取り組む姿勢があるかということをお私に省みて基本的な態度をお伺いしたい。総務部長のあれは分かっているからつまり専門家の知識を導入してやる必要があると私は思うんですよ。専門的に研究して、そしていいかげんなよその規定を持ってきたてやるだけの問題ではないと私は思うんですよ、それは。責任の度合いを明らかにするということけれども、罰金の上に減俸するというのもあると思いますよ。しかし減俸だけがいいとは限らないんですよ。だから大きな問題としてこれに取り組む必要があると思うんですよ。だから市長と総務部長の答弁が違うので、市長の熱心にそれは専門的知識を導入してもやろうという気持ちに理解していいですか。そうであれば総務部長の言い方に私は追及します。市長に確認をしているんですよ。市長の話は分かっているが、ほんとうに積極的に行なっているという姿勢をそういうふうに取り取っていいかどうか、念を押しているわけです。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 公務員法等の法律もあるわけでございます。しかしこの交通事故に対する責任のみではなくて公務員としてのやはり自粛自戒、それから平素の心構えが大切だと思っております。そういうことが日常の積み重ねに必要だと思ひますし、ただ事故に対するひとつの情ですごすわけにはいかない面もあるわけでありまして、これにつきまし

ての処分規定という大げさかもしれませんが準拠すべき定めを作ろうと、こういうことを庁内で努力をしておると、こういう状況でございます。完成はしておりませんが、努力はいたしておりますので、できるだけ早く一応の拠り所を定めた、こういうふうに考えておりますことをお答えいたします。

次に高橋通夫君。

○議長（大下 博君）

○十九番（高橋通夫君） ちよつと質問しますが、私は事故を起こした本人を責めるということではないんですが、その人は毎日車に乗っている人であるかどうか。そして運転歴は何年ぐらいか。また事故を起こすのにいろいろその時々原因があると思いますが、過労とか、あるいはいろいろ過重な用務を言い付けたとか、あるいは睡眠不足とか、あるいは精神的不満があつたとか、いろいろ家庭的に何かあつたとか、いろいろそうした原因があるわけですが、そうしたところから当たるんだか。あるいはまた事故は気をつけていたと思うんだけど、起こつたのはどういう何によって起こつたか。今少詳細なことをお聞きいたします。

○議長（大下 博君） 総務部長。

○総務部長（松村清吉君） 事故を起こした本人は専門の運転手でございます。運転手として入つたものでございます。自動車の運転歴等はまだ調べてございませんが、のちほど調べます。それからこれは明らかに市の運転手の不注意でございます。と申しますのは事故の状況を簡単に申しますと、運転者は、十一月二十五日の九時五十分ごろ公務のために庁用車を運転し

れと比較して日野市はどうかということが分かつたらひとつお願いいたします。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

これは車の車輛の数によつて各市それぞれ違いますので、日野市は十台ほどございますけれども、市によつてはごみの車、あるいは尿の車も市の車になつてゐるわけです。日野市はそれがないわけです。そういうこともございまして、この事故の問題につきましては各市それぞれ非常に頭を悩ましてゐるわけです。八王子等におきましては一回に三件も四件も報告をする、こういう状況のようでございます。それから現在、裁判になつてゐるものもある、こういうことも聞き及んでおりますが、二十六市のデータは取つておりませんので、また取つて報告申し上げたいと思ひます。

○議長（大下 博君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

職員組合としてもベースアッ

プだけでなくて事故を起こさないように、そうした自主的なこともやつていただきたいと思います。今後、ひとつ気をつけてなるべく事故を起こさないようにやっていただきたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

ほかに、三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

損害額が十八万七百十八円ですが、これは保険で全部入ってきますか。あるいはどんなよ

う、この美好町の場所に進路変更地域通行帯において前方の右折車といふことから、こちらに曲る車、これを避けるため右側の車線より左側車線に進路変更したところ、おりから左側車線を通行中の被害者の車がすでに進路変更してきた甲の車輛を認め、危険を感じて急停車した。これに対して運転者は乙の右側斜め方向に寄り衝突して、そして乙の車輛右側フロント、ファインダー及びドアパネルを破損するとともに、運転中の乙に対して三日間の損傷を与えた。ですから擦つたわけですね。相手の車を。それとやはり前に車が停止しておるものですからそれを避けるために、ところがこちらからきた車と衝突と。私は自動車に乗りませんのでよく分からないわけでございますけれども、そういう状況だということでございます。

○議長（大下 博君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

普通の職員が公務で人身に一回事故を起こしたということもあるわけですが、特に本職のような人はすべてそれを職としてゐるわけですから、そうした事故は起こさないように特に気をつけていただかないとならないわけですけれども、しかし専門の人は毎日乗つてゐるのでそうした危険に出くわすことも多いわけですから、今後注意していただきたいと思ひますが。日野市ではだいぶ事故が起きているようですが、他市と比較して他市のそうした公用専門の車の事故を起しているパーセントなどを調べてあります。そ

うなぐあいですか。その点ちよつとお聞きします。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

全部保険で入つてくるというのを聞いております。

○議長（大下 博君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

実はきのう監査をやりまして、この点につきましてよく聞いたんですが、内容からいってむずかしいんじゃないかと思つて確認したんですが、全部入つてこないかも分からないというような答もあつたので、全部入つてくれば市の負担がないんでいいんですが、ちよつと考へて三日間の損傷、負傷についてたしか慰謝料が五万何千円となつてゐると思うんですよ。そうすると代車の借りる損料とか、そういうものについてはあるいは認めるかも分かりませんが、慰謝料というのは非常にむずかしい問題で特に三日間の損傷というところな大きなけがじゃないかと思うんですよ、悪いけれども、かすりきず程度じゃないかと思うんだがそんなものに五万何千円という金を保険の損害査定で認めるかどうかということに聞いたらわけなんです、全部認めるところで部長が言明されるならばそれ以上は追求いたしません。しかしそうでないです。以上です。もう一回確認しますから、全部認めるかどうか。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

これは私どもの安対には事故係がおりますので、それに確認してお話ししたわけですが、でも、保険が全部下りるかどうかということにつきましては、実際に下りてみないと分からないですけれども、大体この額が下りるのではないかと、こういう話を聞いているわけです。五万八千円という慰謝料につきましてはたしか私もよく分らないわけですが、何か基準がありまして慰謝料の基準があつて、それに当てはめて五万八千円にしたというふうなことを聞いております。

○議長（大下 博君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

それでは全部下りということ、そうでないとこれは市民の血税がそこに流れるということなんで、いろいろと検討をしなければならぬ問題ももちろん出ると思うんです。しかし全部出るというならば私はあえて何も言わないで、ほかの皆さんもいろいろ聞いているので、いろいろと合理的な今後の処理をしていただければけっこうだと、こういうふうと考えております。

○議長（大下 博君）

ほかになければこれをもつて質疑を終結いたします。報告第一号府中市美好町二丁目三番地先「美好町二丁目交差点」内の市の義務に属する交通事故の専決処分を報告を終わります。（「議長」「終わり」と呼ぶ者あり）ちよつと待つてください。日野源作議員から競輪組合議会の報告

告を三月議会にできなかったもので、したいという申し出がありました。しかし臨時議会のため急施事件以外はできませんので六月議会に報告をしていただきたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。（「了解」「終わり」「議長緊急動議」と呼ぶ者あり）名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

発言のお許しをいただきます

したので、緊急動議を提案いたしたいと思ひます。昨日の日刊紙である読売新聞その他で、本地区の選出の都会議員である古谷太郎氏の私行上の問題が報道されております。その新聞あるいはその他の新聞でこれらの報道が訂正記事、そういったものが出ていない現状でありますし、本日の臨時議会はわずか一日の日程でありますので、私どもは賛同者を得まして、これらのわれわれの地区からの選出であるところの都会議員の私行上の問題について決議案を提案いたしたく考えますので、議長はうでよろしくお取り計らいのほどをお願いいたしたいと思ひます。（「関係ないよ、議会には」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

ただいま緊急動議として：（退場する者あり）（逃げるなよ。）と呼ぶ者あり）まだ議会を中止していませんので、皆さん。ただいま名古屋議員から緊急動議についての提案が出されたわけですから。件名については古谷太郎都会議員辞職勧告並びに日野警察署に対する抗議決議というものが出されたわけですから。したがってこれについての動議が出

されましたけれども、皆様におはかりいたします。ただいま名古屋議員から出されたこの動議についてを本日のこの日程に追加し、議題とすることに賛否をとります。賛成の方、挙手を願ひます。

（賛成者挙手）（「わけの分からないことを取り上げたつてしようがないでしょう。」「説明しますよ。」「緊急動議だから」「これから提案するわけ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

賛成多数であります。よつてこの際、本動議に追加し、議題とすることに可決されました。したがつて本動議を議題といたします。それでは動議を出された提案者から提案説明を願ひます。

（三十番議員登壇）

○三十番（名古屋史郎君）

それでは御提案申し上げます。私は議会人として、さきほど緊急動議のお願いの時に申し上げたとおり、このような決議案を提案するという立場になることをまことに残念に思ひます。しかしながら新聞報道が事実でありとすれば、あるいはさきほど申し上げたようにその新聞報道について本人からの特段の何ていうんですか、抗議なり、そういったこともない現状でありますし、議会は本日一日の日程でありますので特段この機会をいただいたわけですから、私は個人的な私行の問題であるというものの、やはり議会人、都議会議員私ども含めて市民生活の向上、あるい

はその安寧ということで最も献身しなければならない立場にある人間だと私もみずから考えております。そういうことで、今、申し上げたように新聞報道が事実であるとすれば、私どもは本地区選出の都議会議員としてそういう行為が事実であるということであるとすれば、私どもは非常に残念だと思ひます。そういう形でこれから申し上げる読み上げますような趣旨に御賛同いただいて、われわれの気持を本人並びに日野警察署に伝えたいと、こういうふうに思ひまして、これから読み上げるような決議案に御賛同いただきたく提案したいと思ひます。

「古谷太郎都議会議員辞職勧告並びに日野警察署に対する抗議決議（案）。日野市選出の古谷太郎都議会議員が犯した、このたびの事件は日野市民にショックを与えたものではない。古谷太郎都議は四月二十一日午前一時、日野市内の一市民宅の窓から、及び玄関のガラスをたたき割つて、土足で侵入し、暴力で働いた。日野警察署は市民の急報により、古谷太郎都議の犯行現場に立ち会い、署長みずからも悪質な行為と認めながら、三日間の間何等の手もろたず古谷太郎都議を放置した。

古谷太郎都議の暴力事件は度重なつており、これまでも何人も市民が泣き寝入りをしている。都議会議員であるからといって、警察がなれあつて犯行を見逃しているのでは、警察本来の使命である市民の生命と財産を守るといふ責任を放棄したに等しい。これが一般市民であるならば、日野警察署は直ちに現行

犯として逮捕し、刑罰を科したのである。

日野市議会は市民の怒りを代表し、古谷太郎都議に対し辞職を勧告すると同時に日野警察署のなれあいの態度に抗議するものである。右決議する。

昭和五十年四月二十五日 日野市議会

古谷 太郎 殿

日野警察署 殿

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） ただいま古屋君のほうからいろいろと新聞報道を言われたわけでございますが、私も事実であるとするならばこれは確かに公人といましてたいへんな問題じゃないかというふうに考えてるわけです。私も二十五年間議員生活をしておりまして、極端に言えば土地の取り扱いまでもしなかった。業者というものは、これは土地業者にみられるような議員がいてはこれほどでもないことなんだということ、みずからそういう行動もしなかったというよう

なこともあるんで、私らの考え方からすれば、個人的にどんな恨みを持っている人がいるとしても、公人としてやはりそういう行動は思わしくないというふうに私考えるわけです。ただこの問題が事実認定に基づいてやったかどうかという問題なんで、

新聞報道というのは往々にして、これは新聞間違ってるなんていうとまた異議の申し立てなんか出されてうるさいもので、間違ってるとは申しませんが、やはり新聞報道というのは、いろいろの内容の点において問題点があるような時も見受けられるわけです。したがって、少なくとも権威ある議会がこれなんだというふうに、しかも対象の人間がおりまして、それに対して意思表示をするということは、やはり事実の認定ということとを先にして、そしてこれは確かにこれなんだという中で、やっぱり判断をするのが一番正しいんじゃないか。名古屋議員さんのほうからの説明によりますと、これが事実であるならばと……。まさしく事実であるならばたいへんだと思うんです。しかし事実であるならばというように、これは写真を見ても、私も写真を見ておりますが、確かに写真によると何か怖いこと知りませんので、何か下にあるところがつてるようなものがあるもので、これが実ははずされたものじゃないかと判断をするぐ

の日に写したんだか分かりませんが、よく分からないもので、そういうことで、信憑性の問題があるということなんで、やはりよく事実認定をした上でないと議会が誣告罪で訴えられるというようになっても困りますし、そういうことで考えるべきではないかと思うんです。たまたま新聞に出る政治家がよくあります。日野市の中にも何回か新聞紙上をにぎわした

ものが最近もあるわけなんです。この一年間ぐらいいあるわけですよ。しかしそういうものは、やはり事実がどうであるか分からないもので、新聞を即受けてどうのこうのということとはしな

かったわけだし、してないわけです。そういうことで新聞報道によると、何か社会主義者がどうのこうのなんていうことが書いてあるようですが、まあそういうことは言ったか言わなかったかということも分かりませんし、そういうことも本人から、和田さんという人だろう、確か。そういう人から確認して、その中でやっぱりやっていただきたい、というふうに思うわけなんです。したがって私はまだ時期尚早である、しかも議会のまあ動議を取り上げたようなんで、これはもうやむを得ないと思うんですが、臨時議会の急施を要する問題というものはたして該当するかどうか。この人は、例えば家宅侵入罪で訴えられれば三年以下の懲役という規則があるというようなこと

になれば、その時効は二年間あるわけですよ。そうすると、いわゆる消滅時効が二年間あるとすれば、その間にやっても遅くはないというわけなんで、やはり市会議員というものは、一方的な考え方でなくして、十分なる認識と了解と調査の中でやはり議決すべきである。こういうふうに考えます。こういう点につきましては、十分そういう判断をして権威ある議会に傷をつけないように、汚点を残さないように、時期は今だけではないと思うんです。いつでもできると思うんです。時効にならない

いうちはですね。そういうわけで何か事実認定を隠蔽の恐れがあるということならこれはまた別ですが、そういうこともなかったようなんで、その点につきましては、十分調査をして議題に取り上げるなら上げていただきたい、かように考えます。

○議長（大下 博君） ただいま出席議員が定足数を欠けています。よつて会議規則第十条第三項の規定により暫時休憩いたします。

午後四時二十八分 休憩

午後五時五十分 再開

○議長（大下 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認めます。よつて会議時間の延長をすることに決定いたしました。提案者登壇願ひます。

（三十番議員登壇）

○議長（大下 博君） さきほどの経過から申し上げますと、三浦議員の登言中に定足数不足で休憩を議長から宣したわけです。現在休憩再開してさらに質疑を続けたいということがあります。質疑を受けます。橋祐子君。

○六番（橋 祐子君）

私は提案議員の一人としてどうしてもこの場で発言しておかなければならない問題がありますので、発言したいと思えます。そしてまた私はさきほどの三浦議員の中でこれが事実であるならばという発言もありましたので、その点についても発言したいと思えます。それから被害者である和田さんから、今議会におきまして他の議員全部のこの市議会でどういう対処のし方をしたのか、今夜報告してほしいという要請も受けておりますので報告する義務もありますので、そういう立場で経過報告も含めまして報告をしたいと思えます。（「質問じゃないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

今は質疑ですから、あと御意見なり何なりをお受けする時間も、当然機会がありますから……

ほかに御質疑はありませんか。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

ちょっと退席したので分かりませんが、内容はどういうことを審議しているんでしょうか。まことに恐縮ですが、あらかじめ……（「それは言う必要ないでしょう」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

それでは議長から御説明申し上げます。名古屋議員から新聞報道にありますような古谷都議の行動についての問題を取り上げて、古谷都議の辞任の勧告を警察に対する申し入れというものをやりましょうという提案が出されたわけです。それに対して、取り上げるか取り上げないかで採決して取り上げるということに多数の挙手によって決まったわけです。それが取り上げられて説明がありさらに詳しく提案者から説明がありまして、それに対して現在質疑を続けるということです。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

それではお伺いいたしますが、

○六番（橋 祐子君）

私も共産党は、昨日の読売新聞の報道を見まして、すぐ警察署長である佐藤文男氏に電話で、この記事は事実であるかという問い合わせをいたしました。その中で佐藤署長は、これは事実である。最初は事実でないみたい、ちょっと違つてるといふような形も出ておりましたが、読売新聞の報道は誤報と考えて、読売新聞のほうに抗議してもいいのかというようにも問い詰める中で、署長は、これは事実でありますということを認めました。そういう署長の証認をとった上で、現地に赴きまして、その地域の方々の意見も聞きましたし、古谷太郎さんの家にも電話いたしました。そして本人はもう出歩いていないわけですけれども、奥さんからこの読売新聞の報道は全くそのとおりであります、という承認を得ました。それでその足で署長のところを尋ね、刑事防犯課長の大島さんという人にお会いしまして、それでお話を若干聞いたわけですけれども、そのあとまた署長と五十分にわたり話をして、それで今日の赤旗の報道にもありますように、とにかく悪質な事件である、そして署長のことはによりますと、この読売新聞に書かれていることは事実である。そして、じゃ、古谷氏を現行犯として連行したのかという問いに對しまして、署長の言い方で言いますと、逃げたと、じゃ逃げたんだであるならば、それは重大な警察の問題ではないか、責任問題じゃないか、という問い詰めをいたしました。それに対して警察側では、

新聞報道を信じないわけではありませんが、真実をどういうふうにして把握したか。そして真実の把握の方法を。それからいやくも十二万の、十二万ではない、三市の代表として出た者の身分に関する問題でありますので、慎重にそれを調査しなきゃならないと思えます。どういう方法で調査をするのか。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

お答えいたします。私は緊急動議の提出の際とそれから提案の際も申し上げたように、新聞報道が事実であるとすれば、というふうにお断りしてあります。それとそれに対して御本人から、事実と相違するということから訂正をしるという申し入れがあったふうにも感じられませんが、またその新聞の取材をされたであろうと思われる方にも提案後も伺ったところが、そういう申し入れもないというふうに聞いております。御本人からはですね。そういうことで私は断定はしておりませんが、いづれにしても新聞報道が真実であるとすれば、非常に残念なことである、こういうふうに提案を申し上げたわけです。

○議長（大下 博君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

新聞の報道が真実であるとすればということはきわめてあいまいなことなんです。それは新聞報道に基づく想像によつて身分関係の問題を決議しようというお考えであるのかその辺のことをお伺いしたいと思えます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

板垣正男君。

○七番（板垣正男君）

事実関係の調査云々ということももし必要なら、共同提案者がいるわけですから、説明の補足を求めるようにしたらいいんじゃないかと思えます。

○議長（大下 博君）

それでは共同提案者の補足をお願いします。

顔見知りだし、逃げるといっても遠くまでは逃げられないんで、そのままにしたということでもあります。私たちは古谷氏に対して、どう対処のし方をしているのか、と言いました。それに対して署長のほうでは、実は私どもも問い合わせがたくさん来ました中で抗議してほしいという要求も皆さんに呼びかけます。今、警察に抗議の殺到している中で、古谷氏を今呼んで。確かに私も私どもが行った時に、古谷氏呼ばれて出頭して、調書を取られておりました。二十一日の時点では、現行犯でつかまっていたわけですけれども、そのまま放置されて、実際には奥さんと、その被害者ですね。被害者の和田さん御夫婦と古谷さんの奥さんが来て、それは主人がやったことなんで、私に言われても困るというふうな形の話し合いしかされていなかった。警察側はその被害者の調書も取っていない。私たちが昨日行った時点では、今、被害者の家に、まあ勤めが松戸ですけれども、そこに今調書を取りに行つてんだという話してしたけれども、それはその後の事実で分かったことですから、その時に行つてなくて、警察が行ったのは昨日の夜の真夜中の十一時過ぎであります。その時に、二人で行つて、その時に事件の状態はどうであったのかというのを聞いてる状態です。それで新聞報道にもありますように、被害者が告訴する意思がなかったの、検挙しなかったというふうに書いてありますけれども全くそういう

ことを言ったこともないというのが和田さんのほうの意見であります。それで当日の状況を言いますとこの人は三年間にわたっていやがらせを受けてきたわけです。当日かなり酔っぱらって来てだんだん現場に行ってみましたけれども、たいへんな状態に壊されているわけです。もう見てもらえればわかりますけれども新しい傷がいっぱい戸にもついております。そういう状態の中でこの和田さんというのは、今日はもう現行犯でつかまえるということと洋服を着替えて、もう待ちかまえていたということです。そういう中でこじ開けて、ガラスを割って、こじ開けて入って来たと。それでそれをつかまえて——〇番したと。——〇番から二人の交番の人が来たんだけど、そのお巡りさんはなんといったかと、「なんだ古谷さんか」といった。それで古谷さんのほうは「ああお前だか、来たか、勝手に調べておけ」ということで古谷さんはいなくなりましたという状況であります。そしてこの和田さんは今日古谷太郎さんがここに押し入ったということを実証したいということを警察に申し入れたわけです。警察側はなんといったかというところ、あなた方は——〇番で警察を呼んだと。だからその——〇番にかけるといことはもうメモに残されていると。だからそれで実証したではないかと。それに対して「いやそういうことじゃ納得いかない」というそういうことに對しまして「そうしたへりくだった言い方のほうが問題だ」というような言い方としてお

ります。で、そういう中で本署に和田さん二人とそれから古谷さんの奥さんが来て二時間にわたって話したけれども、そういう中で警察のほうは全然タッチしないで三人で勝手にしゃべろということでは傍観していたという状態です。そして話してもなんの話の歩みもできないということではその場はそのまま終っております。それで当然警察は私たちの生活を守ってくれるはずだから何らかの段取りをしてくれるだろうと思っていけれども昨日まで何らの処置もとってくれなかったという中でどうしてもそのままに終らせることはいけないということでは読売新聞の方に世論に訴えるということをお願いしたんだとそういうことであります。そしてしましてこの方は青少年委員をやられた方でありまして、その古谷太郎さんが入ってきて押えた時に「あなたは一体私たちに何を言いたいんだ」という間に對して「おまえは付き合いが悪いと。山田さんのお通夜にも来なかったではないかと、結婚のお付き合いもしていないと。」そういうことを言われたと。隣りの山田さんのお通夜に来なかったと。それでその人びつくりしてあら山田さんで亡くなったのは知らなかったということで、次の日に行ってみたら山田さんのお宅ではだれも亡くなっていなかったという事実も判明しております。それで今、警察のほうとしては和田さんが告訴しない場合にはじゃどうなるのかという状態です。和田さん自身はなんとか世論に訴えてこういうことで泣き寝入り

している人たちがたくさんいるんでこのままに済ましたくないということをおっしゃりますが、まだ告訴まで踏み切っておりません。それに対して昨日の時点でこの佐藤署長はもし告訴がされなかったにしても不法侵入の現行犯でつかまっているの、これはりっぱに刑が、現行犯としてやれると。それで書類送検をすると、これはもう絶対にやりますということでありまして、そういうことを聞いておりましたも全くあいまの状態で今まで放置していたという事実であります。それで回りの人たちにいろいろの話を聞きに伺いましたところ言ったら後が怖いと、後からまたいやがらせをされるであろうと、それで警察はいつもなれあいだと、だから警察に言っても守ってくれないからということと言わなかったということがたいへん多く出てます。それで警察署長の言い方にしますと前は確かに酒飲んであばれていたらしいけど、このところ警察にもなんにも言っていないと、だから自重しているんであろうと考えましたと。だからそうじゃないと、共産党のほうにもこれだけの多くのあれがやられたという被害のあれをきてますという話をしましたら、じゃ共産党のほうのその資料をくださいというような状態でしたので、とんでもないあなた方みたいな力をもっている人たちはみんなに聞いて回ればすぐ分かることじゃないですかというように話をしたわけですが、この和田さん共稼ぎなために子供さんを一人だけ置いてあるわけです。今一番怖いのは

この子供さんに対する復讐の問題、これが一番怖いというような状態です。それで本来ならばこれだけの事件を起こしていればもう家に謹慎するとか状態があるわけですが、そういうことをしないで出歩いていると。それで例えば家族からも何からもなら電話すら謝りの電話すら入っていないと。それでお金を払ったみたいにして書いてありますけれども、お金も一銭ももらっていないければ古谷太郎さんとその時に会っただけで、押えた時に会っただけで、それ以後全然会っていないという状態です。こういう状態の中で、今市民の方々が不安をたいへん訴えてきているわけです。こういう状態が放置されるならば、たいへんな状態に陥ると思うんです。こういう事実調査の中で私どもはこの文章を作り提案をしたわけでありまして、そういうことを補足したいと思っております。

○議長（大下 博君）

劍持佐吉君。

○十一番（劍持佐吉君）

よく分かりました。橋祐子君

の説明も新聞も私は信じないわけでは決してありません。ただそれから古谷太郎君の行動がいいとは決して言っておりません。もちろん二十万を代表している立場からけしからんと思います。しかしそうだとはいってすぐいわれる権威のある議会で決議するということについては問題があると思っておりますので、私はお伺いしたので、私は意見を申し上げるのではなくて誤解を招くといけませんのでけしからんことだと思っております。ただし御案内だ

と思いますけれども専門用語を使つてたいへん恐縮ですが、人を殺しても被疑者として扱います。犯人ではありません。したがってこれが事実としても慎重に調査をしないで直ちに二十万の市民が良かれ悪しかれ選んだ者を軽々に身分上の問題に手をつけるべきではないという立場から質問したのであります。誤解のないようにまあ自己弁解でたいへん恐縮ですが、そういう意味であります。質問終わります。

○議長（大下 博君）　ほかに質疑はありませんか。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これより本件についての討論を行ないます。

初めに提案原案に対して反対の御意見の方は伺います。杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　私は反対という、議長は言いましたけれども反対という立場ではないのでございますけれども、発言の場所がこの辺かと思ひますので発言させていただきます。だいたいわけですけれども、今提案者のほうからも新聞等の事実関係がそのとおりだということならばそうなのかということもあるし、またほかの議員からも補足の説明がありましてよく伺つていたわけです。私たちとしても新聞紙上で知る範囲の問題で今申し上げたとおり提案理由補足説明等も伺っておりますが、そういうことで私たちは私たち自体として今何というんですか、事実関係等についても十分調査といひますか非常に議会として

これらの決議案を採択する。あるいは不採択というような非常に重要な問題でございますので、私たちは私たちの調査の中で腹をきめて取り組みたいというふうに考えまして結論的には保留の態度をとらしていただきたいということを申し上げたいと思ひます。

○議長（大下 博君）　次に提案原案に賛成の方の：「まだ数える必要ないよ。議事進行。」「まだいるいる。」と呼ぶ者あり）橘 祐子君。

○六番（橘 祐子君）　もう事実経過につきましてはさきほど補足でやりましたので省略させていただきます。こういう中で正に今この事件後初の議会であります。今日ですね。今日の議会はもう事件後初の議会であり、今市民はこの議会においてこういう問題についてどういう態度を議会としてとるのかということについてたいへん大きな関心を示しております。そういう中でやはり早急に今日決議をして警察に抗議に行くとそういう具体的な：：

○議長（大下 博君）　橘祐子君、ただいま発言中ですが現在定足数を欠きましたので、途中ですが暫時休憩いたします。

午後六時十七分 休憩

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十年 月 日

日野市議会議長 大下 博

署名議員 一ノ瀬 隆

署名議員 日野 源 作

100
100
100

1.	100	100
2.	100	100
3.	100	100
4.	100	100
5.	100	100
6.	100	100
7.	100	100
8.	100	100
9.	100	100
10.	100	100

5017543

日野市立図書館 81-7354



5017543

日野市立
図書館 B016705